

新ガイドラインの整備に向けて

本協議会における、障害者差別解消ガイドラインの整備に向けた今後の具体的な取組（案）は以下のとおりです。

1 障害のある人とない人の両方の立場に立って考える（グループ討議）

公共交通や教育、医療、雇用など各分野における差別事例について、障害のある人の側だけでなく事業者や公的機関など障害のない人の立場についても十分議論し、合理的配慮の具体例やどういった場合が過重負担になりうるかといったポイントについて考えていきます。

その前段として今回、合理的配慮の具体的な内容や手続きについて、本協議会内での共通の理解を深める時間を作ります。

2 各分野における課題の抽出と整理

グループ討議の内容を踏まえ、各分野の中でどういったことが課題となりうるのか、また環境整備にはどういった方法があるのかなど、その分野特有の課題を明確にし整理していきます。その過程で、必要に応じて委員や各分野の関係者とも意見交換を行い、その分野に携わる事業者などが実際に直面している課題なども把握した上で、新しいガイドラインに必要な内容を協議していきます。

3 ガイドラインを補完する手引き等の検討

整理した課題を踏まえ、実際に差別が起こらないようにしていくために、各分野における合理的配慮や過重な負担などを具体的に示す手引き等やその活用方法について検討していきます。

例えば、「通路を車いすの人でも通れるようになっているか」「点字ブロックの上に物が置かれていないか」といった環境整備に係るチェックリストを作成するなど、各分野の事業者を活用してもらえる具体的な形を考えていきます。

4 新ガイドライン（ガイドライン＋分野別ガイドブック）のとりまとめ

上記の内容を「分野別差別解消ガイドブック」としてとりまとめ、ガイドラインをよりわかりやすい内容に整理しなおした上で、2つを合わせ新しい障害者差別解消ガイドラインとして整備します。